

厚生常任委員会

平成23年6月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○小林 誠	中西 和夫
辻 善次	里川宜志子	木田 守彦
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	西本 喜一	住 民 生 活 部 長	乾 善亮
福 祉 課 長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	中原 潤
国保医療課長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	猪川 恭弘
環境対策課長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	角井 敏文
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	清水 昭雄
健康対策課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	増井つゆ子

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小林委員、中西委員

委員長 おはようございます。これから厚生常任委員会を開会いたします。何分私も委員長初めてなので、スムーズに委員会が行われますよう、よろしく願いいたします。

委員会に先立ちまして、改選後初めての委員会ですので、各部長さんから係長以上の職員の紹介をお願いしたいと思います。

（ 係長以上理事者紹介 ）

委員長 ありがとうございます。委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構です。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

（ 職員退室 ）

委員長 再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 それでは、最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、小林委員、中西委員のお二人を指名いたします。よろしく願いします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付議議案について、（1）議案第18号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてでございます。

まず初めに、理事者の説明を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療 それでは、6月定例会の付託議案の議案第18号 斑鳩町母子医療費助成
課長。 条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療 恐れ入りますが、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例の末尾
課長 にあります要旨をご覧くださいませでしょうか。

現行の母子医療費助成につきましては、母子家庭の母子等とそれに準ずる者が助成対象となっておりますが、奈良県におきまして、平成23年8月1日から、その助成対象を父子家庭の父子等に拡大されることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

改正条例の施行日は、平成23年8月1日としております。

それでは、資料の2枚目の新旧対照表をもって、改正の内容をご説明させていただきます。

まず、条例の題名を「斑鳩町母子医療費助成条例」から「斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例」に改めます。

次に第1条の目的ですが、母子家庭の母子という文言をひとり親家庭の親子等という文言に改めます。

次に、第2条の助成要件についてであります。現行の母子医療費助成条例では、助成の対象を母子家庭等とそれに準ずる者となっておりますが、今回の改正によりまして、その対象が父子家庭の父子等に拡大されることから、その助成の対象者について定義しております。

同条第1号アにつきましては、「配偶者のない女子」が児童を扶養している場合の扶養者の定義をしております。いわゆる母子家庭の母をさしています。同条第1号イにつきましては、今回の対象として追加されました「父」を定義しておりまして、「配偶者のない男子」が児童を扶養している場合の扶養者を定義しております。いわゆる父子家庭の父を定義しています。同条第1号ウにつきましては、さきほどのアまたはイの者に扶養されている対象児童で、母子家庭、父子家庭の子どもをさしています。同条第1号エにつき

ましては、「父母のない児童」をさしています。同条第1号オにつきましては、父母のない児童を「養育」する者に配偶者がいない場合、婚姻をしたことのない場合に養育者本人も助成の対象とするものであります。

次に、第4条の助成金の支給制限についてであります。同条第1項第1号では、扶養者、養育者本人の所得制限を定めております。第2号では、扶養者、養育者に配偶者があるとき、対象児童に配偶者があるときの所得制限を定めております。第3号では、扶養者、養育者に生計を同一にする扶養義務者等の所得制限を定義しております。

最後に改正条例の施行までのスケジュールでございますけども、今月に現在、母子医療費助成を受けておられる母子家庭の世帯と、児童扶養手当を受給されておられます父子家庭の世帯に更新の手続きの案内通知を行いまし、そして7月広報でまた制度の周知を図り、7月から申請を受けてまいりたいと考えております。

以上で、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等をお受けいたします。 里川委員。

里川委員 これは、いいほうに改正されるということで、問題はないと思います。条例そのもの、この議案に対して反対するものではないんですけども、ただ、この議案を見て、少し疑問に思った点についてお尋ねをしたいというふうに思います。これを読みましたら、配偶者のないおじいちゃんとか、おばあちゃんが孫を育ててる場合でも、これに該当するというふうに読めるわけなんですけども。ただね、両親に何かがあって、おじいちゃん、おばあちゃん両方が揃っている状態の中で、お孫さんがかわいそうだから見てあげよう。おじいちゃん、おばあちゃん、もう収入もありませんし、ある程度年齢もいっておられたら働いてもいない、けれども孫の面倒を見ようという時にね、何か医療費であったり、何かそういう場合の助成制度っていうのは充実をしているのかどうか、1人やから見たげまじょうと、そやけど夫婦揃って

たらあきませんというふうな状況でもないのかなと、そういうケース、稀にはあるかなと思うんですけどもね。何か制度として当てはめられるものはあるのかな、どうなんかなってというのがちょっと思っまして、私もちょっと調べきれなかったので、お尋ねをしたいんですけども。

国保医療課長 現行の母子医療費助成条例につきましては、たとえ父親や母親がおられましても、その方が障害等で生計を維持するのが困難である場合、医療費の助成が受けられることになっております。

里川委員 ということは、おじいちゃん、おばあちゃんの場合で、所得もあまりない年金暮らしやけども、子どもの面倒を見ようというような形で、看ている場合っていうのも、この医療費助成の方ではきちっと対象者として見ていただけるというふうに考えててよろしいのでしょうか。

国保医療課長 そのとおりでございます。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第18号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、陳情第4号「たばこポイ捨て禁止条例」の策定を求める陳情書についてを議題といたします。この陳情書については、皆さんすでに目を通していただいているとは思いますが、まず、議会事務局長の説明を求めます。

藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは陳情第4合号につきまして、陳情文書表を朗読させていただきます。

(陳情文書表朗読)

議会事務局長 内容につきましては別紙のとおりということで、2枚目以降に要旨をつけております。それをご覧いただきたいと思います。陳情事項でございますけれども、法隆寺参道付近(参道、参道沿いの商店前道路、法隆寺南大門前)および竜田川の竜田大橋付近(念仏橋⇔岩瀬橋)で灰皿のあるところ以外でたばこを吸うことの禁止、たばこのポイ捨てるの禁止および灰皿のあるところ以外でたばこを吸った者、たばこのポイ捨てる者に罰則(過料)を課す「たばこポイ捨てる禁止条例(仮称)」の制定を陳情する。それが主たる陳情の要旨でございます。以下、朗読につきましては省略させていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、それでは「ポイ捨てる禁止条例」につきましては、平成21年6月から平成22年12月にかけて、厚生常任委員会で勉強会や視察を行い、また平成22年8月にはアンケート調査を実施してきた経緯がございます。委員会も改選されておりますので、前委員長の辻委員から、勉強会等の内容についてご報告いただけたらと思います。辻委員、よろしくお願いたします。 辻委員。

辻委員 それでは、私のほうから今日までの経緯を簡単に報告させていただきます。まず平成21年2月10日に、自治会連合会役員会と議会の懇談会の席で、自治会連合会役員より、「環境条例があってもごみが捨てられる。その始末は自治会がしないといけない。罰則規定がつかれないのか。」という意見が出されまして、元委員長が「厚生常任委員会として、先進地も参考に検討したい」ということのお返事をいただいております。

その後、平成21年6月29日の委員会終了後、ポイ捨てる禁止条例等に関する勉強会を委員会終わった後にさせていただいております。その中で近隣市町村の先進地の事例を学習しようということで、兵庫県明石市、篠山市とかい

ろんな市町村の条例、また奈良県では、奈良市とか、大和郡山市、大和高田市、橿原、五條の罰則がある市町村だけでなく、精神条例を持つ市町村も含めて、いろいろな各市町村の条例を研究さしていただいています。

その後、平成21年10月21日に滋賀県長浜市に先進地視察をさしていただいています。その中で「さわやかで清潔なまちづくり条例」について視察する中で、罰則規定については、長浜市は罰則規定はありますけども、罰則規定については今日まで適用事例はないという報告の中で、指導は1件ありましたということの報告を受けております。長浜市につきましては、罰則規定については、あくまでも抑止効果を狙ったもので、罰則自体が目的ではないということでございます。一応、監視員については長浜の商店街を監視委員をハローワークより募集されまして、緊急雇用対策の関係で、2名を募集されてます。採用については週3日、水、土、日が監視を実施されて、その中で特に人件費の問題が出ております。この当時は緊急雇用対策ということで、補助金があったということで、今現在はそのへんの施策はわかりませんけども。その中で2人の方がパトロールをされて、それも制服でパトロールされている中で、一応そういうことでされています。長浜市につきましても商店街、黒壁通りとかその辺の通りのところを、路面も表示しながらそういうふうなPRされている。今のところあんまりトラブルはないということ聞いてますけども。各箇所喫煙場所を設けられてまして、その辺の灰皿とか、何か所かは設けてますけども、JTの協力も得ながら灰皿も向こうからされているということも聞いています。

その後、その中で先進地を視察させてもらう中で、平成22年4月19日に、前委員長より、自治会連合会会長にアンケート調査実施の協力依頼をされた。それと平成22年5月11日に、私、改選により委員長が交替して私のほうが委員長をさせてもらう中で、平成22年8月30日に、自治会連合会と環境保全推進委員、215名に対し、「ポイ捨て等に関するアンケート調査」を実施さしていただいております。

その後、12月15日に、アンケートのとりまとめの中、アンケート調査の結果、ポイ捨てに対して望ましい方法としては、どのような方法があるかという質問に対しまして、「罰則規定を設けた禁止条例の制定」を回答する人があるかという質問に対しまして、罰則規定は設けた禁止条例の制定と回答

する人が50.3%、続いて「マナー啓発活動の実施」が24.9%、「美化運動の充実」が20.1%。その他、自由意見としても、住民が「監視」「取り締まり」を行うようなことがあると、対象者とのトラブルに発展しかねないとの意見が多くあり、罰則規定を設けた禁止条例は時期尚早であると判断し、委員会としては、今後より一層啓発に努めていただきたいという結果になっております。

その結果をもとに、平成22年12月24日に、自治会連合会会長にアンケート調査の結果を報告説明さしていただいております。その後、自治会連合会は、平成23年1月の新年互礼会の席で、会長のほうから調査結果の内容を報告をされているということで聞いております。以上が簡単ですが今日までの経緯ということの報告とさせていただきます。以上です。

委員長 それでは、委員みなさんに、ご意見をお聞きしたいと思いますので、参考のため、資料1も配布させていただいておりますので、ご参照いただけたらと思います。それでは、順番に。 里川委員。

里川委員 私は、この陳情書の内容についてはね、もちろん理解もできますし、陳情者の方の熱意もすごくお手紙いただいたり、お電話いただいたりもして、お話を聞かせていただいてまして、熱意を持っていただいている、町行政についても。それは自治連合会の役員さんたちも同じだったと思うんですね。その中で目に余るものがあるって、私たちも研究してきたということなんです。ですから、この陳情の願意についてはね、十分理解もできますし、私たちもその願意については、それに沿って、今後やっていきたいというふうには思います。ただ、すでにですね、私たちもこの委員会として継続審査をしております。環境保全やごみの問題についての継続審査案件という状況があって、その中で今後も検討していきたいなというふうに、私は思っている内容なものですから、すでに勉強会もし、自治会連合会にも回答し、今後も私たちはこれについて、より強い啓発をしながら、私たちもこれについては研究をさらに深めて、前向きにやっていこうというような状況に現在あるわけなんです。そこにこの陳情書がきたと。願意はよくわかりますし、私たちの方向もその方向にはあるんですけども、ただ、実現の可能性というところで

はね、じゃあすぐできるんかって言うたら、まだ今年の1月に自治会連合会の互礼会で報告させてもらったばかりで、その後、選挙もあって改選ということで、今、委員会が始まったとこなんです。でも継続として私はやっていこうとうことで、この委員会としてまた継続審査にしようということをやっているわけですけども。ただ、この陳情文書の後には取り扱いただけなんです。よね。取り扱いをどうすべきなのかということに私はちょっと頭が痛いなと。この願意は妥当だとはいうふうに思っているものの、すでにこちらも研究をしている継続審査案件の中に含まれている要素があるという中で、この陳情文書を単に継続という扱いにした場合、継続っていったら、次の議会の時に結論を見い出さんとあかんという状況にもなってくると。けれども、この実現の可能性というのを考えた時にはね、これまでずっと勉強してきている中で、協力をしていただかなあかん環境保全推進委員さんたちが慎重論を唱えておられるし、パトロールをどうすべきかとか、罰則どうしたらええのかというところに非常に自治会長さんや環境保全推進委員さんも、もうちょっと慎重にというご意見をようけいただいておりますのでね。ですからごく近い将来に実現可能かどうかということになると、ちょっと難しい点もあるのかな、もう少し時間がかかるのかなというふうに思うんです。で、この陳情文書をどう取り扱うことが一番いいのかということについては、私もちょっと頭を悩ませているような状況なんです。願意は妥当だと思っています。でも取り扱いがね、非常に難しいなと、委員会の継続審査案件の中に、私は、私の意見ですけどね、この間やってきたことは環境保全も入っていますので、継続審査案件の中に、私はもう含まれているというふうに、自分としては解釈しているものですから。ということは、もうすでにそういう形になっているということであれば、「みなし採択」ということができるのかどうか、その辺の取り扱いの判断がちょっと難しいなというふうに、私自身は思っているところです。というのが意見なんです。

委員長 木田委員。

木田委員 私としてはですね、こういういいことは早いことやってあげてほしいなと。というのはね、私の親の実家が峨瀬にあります。そしたら朝行ったらで

すね、必ずたばこの吸殻何本かとか、紙袋に入れたごみとかね、車2台ほど玄関の前に止めれるようになっているからね、だからそこへ必ずそれ放られているような状況なんでね。そこだけやなしに、今の住んでるところでも会社勤めの人とか、たばこ放っていったりとかいうような状況やからね。できたらそれに越したことはないねんけど、いざ、そしたら誰がそれを監視するか、そういう何になってきたら、なかなかそういうことも難しいなということ。とにかく、いずれこういうことはやってほしいなという希望はありますねんけども、今すぐにできるかということについては、なかなかちょっと簡単にはいかへんのと違うかなというふうには思いますねんけどもね。だからぜひとも私はやってほしいと、そしてやろうという気ではいてます。自分自身はね、だからそういうことで前向きに今日というようなことではなしに、それを沿うようにね、やっていったらいいなというふうに思います。

委員長

私の方から理事者の方へひとつだけ質問させていただきたいんですけども。今、これ議会がやってたんは斑鳩町全体なんですけども、地域を特定してっていうのはよその市町村で例あるんですか。

栗本環境対策課長。

環境対策
課長

罰則の内容にもよりますけども、罰金を制定されている自治体については地域を指定するというのはあまりございませんが、行政罰である過料を課すという条例を制定されているところにつきましては、区域を指定して、その範囲で、もしたばこを吸っておられたら過料を徴収するというように定められているところは多いです。

委員長

小林委員。

小林委員

すでに10年以上前から斑鳩町には環境保全条例、公共の場所ではごみのポイ捨てをしてはならないという条例があるにもかかわらず、こういう状況ですので、私もこの陳情書の内容には賛成ですし、また、さらに環境保全条例に過料という言葉がついていないから、精神条例にとどまっているのかなと思ってますので、より実効性のある過料を設けた条例をより早く制定して

あげたいと思っております。昨年、私も厚生常任委員会のほうで入らせていただきまして、各役員さんからのアンケートの結果が5割の方が過料には賛成、残りの5割の方が反対という結果についてはちょっと驚いたんですけども、5割の方がということはですね、後は、住民代表の議員さんが政治主導じゃないですけども、方向性を、どのように町にしていきたいかという方向性の舵取りを町議会の方があとは調節していくというか、そういう活動をしていけばいいというふうに思っておりますので、私はこの内容、竜田川のほうになっておりますけども、まずは過料を設けてその地域についてはまたこの方々と共に、または自治連合会と共にさらに内容を詰めて、里川委員さんもおっしゃっておいりましたけども、取り扱いについては、難しいかなというふうに考えております。内容についてはもう賛成で、より早く過料をとという気持ちで私はいます。

委員長 中西委員。

中西委員 私もこの陳情書については、大事な陳情書であるというふうに感じております。ただ、この中で区域の指定、それと罰則の規定を挙げておられますけども、これらについてはもう少し協議が必要でないかなと思います。それと、これはたばこのポイ捨てだけになっておりますけども、ペットの糞の問題とか、ごみのポイ捨ての問題とかございますんで、先ほど里川委員が言われたように、継続審査の中でやっていただいています環境ですね、その中でそれをやって、その辺の協議を進めていっていただければというふうに思います。取り扱いについても私も同じようにみなし採択という形でやってもらえたらと思います。

委員長 辻委員。

辻委員 先ほどちょっと言わせてもらいまして、私も特に反対するというつもりはございませんので、ただ、条例をつくるのはつくれますけども、後をどうするかという、フォロー的な関係やと思います、これを罰則規定をしたら、取り締まり、これもいろいろアンケートのその他意見とか書いてますけども、

罰則規定を設けるように賛成しましたけども、誰が、私がそれするのかちょっとかないませんよという内容を書かれている意見もある、個人意見、いろんな意見がこれ見てもらったら書いてます。いろんな意見もあります。罰則を本来は設けてほしいと、でも誰が取り締まりするんやというふうな意見がほとんどでてます。その辺も、十分やっぱり周知しながら、検討しながら、前に行った長浜市でしたら町で二人を公費で雇われてされてます。それを町もそういうこととするのか、区域を指定してするのか、それとそういう環境推進委員さんをお願いしながらしていくのかということになりますと、ちょっと環境推進委員さんといいますが、今年の5月でしたか、14日ぐらいに環境推進委員の委嘱式がございました。その中でいろんな意見が出ております。環境推進委員さんには月1回の報告をお願いしますということで理事者の方が町が言われて、なかなかそれもしんどいという方もえらいおられました。そういう中で、なおかつこういう罰則を、取り締まりをしていくのかというのはかなり難しい問題もあるやろうし。その辺も十分に精査しながら、私は罰則は反対ということはないけども、してもそういう、あとのフォローがどういうふうにしていくかというのを十分検討していきたいなということで考えさせていただきます。

また特に環境推進委員さん、この26日ですか、ユニフォームを町のほうで作っていただきまして、それを着てパトロール、研修を兼ねながらクリーンキャンペーンをしていくという催しも町のほうはされています。これからそういうふうなPRを、ある程度こういう環境推進委員さんに、そういう環境を守ってますという、ひとつのPR効果をしながら町は進めていく必要があるかと思っておりますので、私もこの趣旨はよくわかっているので、その辺の取り扱いについてどうするかということについては、今後は十分私は勉強させてほしいと考えております。よろしくをお願いします。

委員長

ただ今、委員皆さんからいろいろご意見を聞かせていただきました。
とりまとめのため暫時休憩いたします。

(午前9時39分 休憩)

(午前9時52分 再開)

委員長

それでは、再開いたします。

厚生常任委員会の意見の取りまとめをしましたので申し上げます。

陳情書の分に対しましては、願意のほう、委員さん皆さんすごくわかっておられまして、この経緯につきましては、皆さんも賛成だということです。ただ、今後課題もかなり多く、過料・罰則の問題、また地域の指定、そして今まで住民さんのアンケート調査による中の細かい意見のほうも勉強していかなければならぬということ、まだまだこれから勉強していくということで、趣旨の採択はさせていただきますので、今後まだまだ私たちもいろいろ勉強していかなければならないということです、その辺につきましてはご理解いただきたいなと思います。以上でございます。

それでは委員の皆さん、趣旨採択ということによろしいですか。

(異議なし)

委員長

里川委員。

里川委員

私も当然、趣旨採択ということでいいんですが、今委員長おっしゃられた取りまとめの中で、あと1点だけ付け加えさせていただきたいと思います。アンケートの調査をした時に過料を課すとか、罰則につきましては、住民のご意見がそこまで踏み込むのはどうかという消極的な意見がかなり多くなって、十分にまだ住民合意に至っていない点があるというところに私は心配をしております、今後それらも含めまして、住民合意を形成していく努力を含めて、趣旨に沿って、委員会としては取り組んでいくべきではないかというふうに思っておりますので、その点についても取りまとめをする段につきまして、委員長報告の中にも、ぜひとも入れておいていただきたいというふうにも思いますので、お願いしておきます。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今申しあげましたとおり委員会として委員長報告をさせていただきます。

続きまして、各課報告事項のほうにうつらせていただきます。（１）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長

環境対策課長 それでは、各課報告事項（１）の環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、平成２２年度のごみ・資源物の処理状況、また本年４月から実施しております紙おむつ専用指定袋の交付状況、平成２４年度から移行いたします可燃ごみの委託処理の進捗状況の３点につきまして、ご報告させていただきます。

まず、平成２２年度のごみ・資源物の排出量、処理状況についてであります。このほどその状況がまとまりましたので、その概要をご報告申し上げます。資料２－１で、ごみ排出量の種類別・月別比較をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

平成２２年度、家庭系の廃棄物では、平成２１年度と比較いたしまして、可燃ごみで約６％、不燃ごみで約８％減少しており、逆に粗大ごみ、有害・危険なごみにつきまして、それぞれ２％ずつ増加しております。

家庭系廃棄物の全体をみますと、平成２２年度では、約３，９０９ｔと前年度と比較いたしまして６％、量にいたしまして、約２３７ｔ減少したところであります。減少した理由といたしましては、可燃ごみにつきまして、平成２１年度から実施しております生ごみ分別収集モデル世帯が増加したこと。また、平成２２年１０月から家庭から出る木くず・草類の分別収集を実施したことが最も大きな要因であると分析をしております。

次に、２ページの家庭系資源物の排出状況であります。モデル世帯が増加いたしました生ごみ、あるいは１０月からの家庭木くず・草類の分別収集の実施とともに、従来から収集しているすべての資源物の排出量が増加いたしまして、平成２２年度では、約１，０８９ｔと、前年度と比較いたしまして、２３％、量にいたしまして、約２０５ｔ増加しております。

その結果、家庭系の廃棄物、資源物を合わせました総排出量は、平成２２

年度では約4,998 tで、前年度と比較いたしまして、32 tの減少とほぼ横ばいの状況であります。

平成22年度と平成20年度を比較いたしますと、約5%、平成22年度では250 t程度減少しておりますので、まだ、判断をする段階ではありませんが、この5,000 tあたりが家庭系の排出量の最低ラインなのかどうか、平成23年度におきましても、そのあたりにも注目しながら、排出量の推移を見守っていく必要があると考えているところであります。

次に、3ページでは、事業系、あるいは公共施設の搬入状況を記載しております。まず、事業系の可燃物であります。平成22年度では、約1,159 tと前年度と比較いたしまして12%、量にいたしまして約161 t減少しております。

これは、平成22年8月より事業系一般廃棄物の処理につきまして、指定袋制を導入して、処理手数料を前納制にしたことによりまして、排出事業所が、ごみ減量化を意識しはじめたことによる効果と考えているところであります。また、家庭系同様、事業系につきましても、生ごみの分別搬入といったことも、近い将来には導入していく必要があると考えているなか、一部の事業所からの申し出もあり、分別された事業系の生ごみにつきまして、昨年12月より試験的に受け入れているところであります。

その生ごみ、木くず・草類も合わせました事業系の総搬入量は、約1,426 tと前年度と比較いたしまして約10%、量にいたしまして約161 t減少しているところであります。

事業系につきましては、経営者等の考え、努力といったことで、ごみ搬入量はまだまだ減少する余地は十分あると考えており、平成23年度におきましても、訪問指導をはじめ、様々な手法を用いまして、意識啓発を継続させる計画であります。

次に、公共施設は、平成22年度、約221 tの搬入があり、前年度と比較いたしまして11%、量にいたしまして約21 tの増加となっております。役場の機密文書も平成22年度から焼却処理から資源化処理に移行しており、木くず・草類も分別搬入をしておりますので、平成20年度からみますと、焼却する量そのものは大きく減少しておりますが、まだ、公共施設も努力によりまして、減量の余地は残されているものと判断をしております。

また、公共施設は、家庭や事業所の見本、模範ともなる必要がございますので、平成23年度以降におきましても、ISO環境マネジメントシステムの運用範囲を計画的に増加させるなど、取り組みを充実させたいと考えております。以上、家庭系・事業系・公共施設を合わせました総処理量は、約6,646tとなり、前年度と比較いたしまして3%、約170tの減少となっております。

当町では、住民の皆様にごみの状況をお知らせするときに、最も多かった時期と比較いたしまして、現在、どのような状況になっているのかといったことで説明をしておりますが、資料2-2で、その状況をお示ししておりますので、簡単にご報告をさせていただきます。

当町のごみ排出量が最も多かったのが、平成11年度、ごみ処理有料化導入の前年になります。その年の家庭系の廃棄物排出量は、約7,176tであります。そして、平成12年の10月にごみ処理有料化を導入させていただき、それから一度も上昇することなく、ごみは減少し、平成22年度では、平成11年度と比較いたしまして45.5%、量にいたしまして、約3,267t減少しております。

また、資源物を含む家庭系の総排出量をみましても、平成22年度と平成11年度では32.8%、量にして約2,438t減少しているところであります。このことから、当町では、ごみ処理有料化から10年を経過しても、依然、住民の方々が高い意識を持って、ごみ減量、あるいは分別にご尽力いただいていることが、この排出量にも現われているものというふうに考えているところであります。

次に、当町のこの状況が、国や県と比較して、どういった状況にあるのかであります。資料2-3で、住民1人1日あたりのごみ排出量の推移、あるいはごみ資源化の推移をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。国、県のデータが平成20年度までしか公表されておられませんので、それとの比較になりますが、平成22年度では、当町の住民1人1日あたりのごみ排出量は637gとなっております。

全国では、国民1人1日あたりの排出量が平成20年度では1,033g。また、奈良県では968gとなっておりますので、当町の場合、かなり低い状況で推移していることが見て取れます。

一方、古紙類などの集団回収量を含みます総ごみ発生量のうち、資源化された割合、いわゆる資源化率は、当町では、平成22年度39.6%、発生したごみの約4割は資源として再生利用されているところであります。

全国では、平成20年度で、平均20.3%。奈良県では平成14.9%の資源化率であります。

このことから、当町は、ごみの発生量そのものが少なく、発生しても、焼却したり、埋め立てたりして処分する量が少ないということで、全国的な課題であります最終処分場の残余容量の延命に貢献しているということがいえます。平成24年度からは、当町のごみ処理は、可燃ごみを含みすべてが委託処理となり、排出量の増減が処理費用に直結してまいります。このようなことから、今後も減少傾向が持続できますよう、啓発事業等を充実させていきたいと考えているところであります。

以上が平成22年度のごみ・資源物の処理状況であります。

次に、4月から3歳児以下の幼児及び要介護者等で常時紙おむつが必要な家庭に対しまして、可燃ごみ指定袋の購入の負担を軽減するため、無料交付しております紙おむつ専用指定袋の交付状況であります。

まず、3歳児以下の幼児に対しての交付状況であります。4月1日現在、交付対象者1,023人に対し、5月末までに598人が交付を受けておられ、交付率にいたしますと58.5%となります。

一方、要介護者、あるいは介護用品や日常生活用具の支給等を受けておられる方は4月1日現在で1,289人おられ、うち紙おむつ類専用指定袋の交付を受けられている方は5月末現在で171人であり、交付率にいたしますと13.3%となります。2歳や3歳で既におむつが取れている幼児もおられますし、要介護者の方でも、常時紙おむつを必要としない方もおられます。そういったことから、交付対象者の数そのものが不透明ではありますが、町といたしましては、交付を受けられる条件にある方には、できるだけこの制度をご利用いただけるよう、6月号広報お知らせ版においても、再度、紙おむつ専用指定袋交付のお知らせをしているところであります。

次に、紙おむつ類専用袋での排出状況でございますが、4月の早い時期に1度だけ新聞紙でなかを覆った紙おむつ専用袋が排出され、収集しなかったといったことがあり、排出者に直接、指導させていただいたことがございま

した。また、紙おむつ専用袋の中身が見えることに少し抵抗を感じるといったご意見が若干の方から頂戴いたしました。半透明にした趣旨等を説明したところ、一定の理解をいただいたところであります。

それ以外、交付時もさほどの混雑もなく、スムーズに紙おむつ専用袋での排出に移行できたものと考えているところであります。

次に、来年度、平成24年4月より斑鳩町衛生処理場での焼却処理を廃止し、可燃ごみを委託処理に移行いたします件につきまして、現在までの進捗状況をご報告させていただきます。町で収集いたしました可燃ごみを効率よく委託業者の焼却施設まで運搬いたしますため、大型車に可燃ごみを積み替える作業が必要となりますが、その作業につきましては、新たに積み替え施設を建設し、行うこととしており、その施設設置につきましては、町長のご挨拶にもありましたように、地元住民の方々のご理解、ご協力によりまして、白石畑にごさいます最終処分場内で行うことが既に決まっているところであります。

その積み替え施設につきましては、平成24年度から建設に着手し、平成25年度中には、新たな積み替え施設での作業を開始する予定にしております。今年度につきましては、平成24年度からの委託処理に備え、仮設施設の建設を行うこととしております。その仮設施設の建設を含みます施設の建設につきましては、まもなく、基本設計に入っておりますが、その前に、どのような積み替えの方法が効率的なのか、また当町では、どのような規模の積み替え施設が必要となるのかなどの基本調査を行ったところであります。

まず、積み替えの方法につきましては、収集したごみをヤードに降ろし、重機などで搬出車輻に積込む、通称、平面ヤード方式。また、ごみ収集車からごみを投入する床とごみを受ける搬出車輻の床の高さ、それぞれに段差を設け、ごみ収集車からホッパを介して、直接、排出車輻に投入する段差ホッパ方式。そして、ごみ収集車からごみをドラムに一旦貯留し、ドラムの回転によりまして搬出車輻に積込む、ダストドラム方式といった3種類の積み替え方法が一般的に考えられる方法であります。その3種類の積み替え方式を作業効率、経済性、環境保全などから比較検討いたしました結果、ダストドラム式が、ドラム設置といった初期投資は必要になるものの、ドラムの回転で押し込むような形で搬出車輻に積載していきますので、積載の効率が良く、他

の方式より運搬回数が少なくて済み、運搬料金を含みます長期的な経済性でみますと、他の方式より優れているという調査結果となっております。また、ダストドラム式は、ドラムに一旦、ごみを貯留いたしますので、他の方式よりごみが外部に露出している時間が少なく、臭気やごみの飛散といった環境保全の面でも優れております。

このことから、量が多く、臭気も伴う可燃ごみの積替えには、ダストドラム式が適していると比較検討になっております。次に、施設の規模であります。当町の可燃ごみは、1日あたりに平均いたしますと約10tの排出量となっております。しかしながらごみは季節などによって変動いたしますので、10tの処理能力では不足する時期というものがございます。

そういったことから、過去5年間の曜日、月ごとの搬入量の変動をデータ化し、それから割り出しますと、当町の場合、最大20tのごみを積み替えられる施設の規模が必要であるとの結果が出ております。これらの積替え方式の比較検討、あるいは1日あたりの処理能力などを加味し、これから基本設計に入ってまいります。施設の規模といたしましては、建築面積にいたしまして約500平方メートル程度の施設は必要ではないかというふうに考えているところであります。

なお、基本設計を委託する業者につきましては、本日、指名競争入札を行う予定になっておりまして、今後は、本日、決定する予定の設計業者と協議を進め、当町にふさわしい、また、環境面で地元の方々にご迷惑のかけない施設を建設してまいりたいと考えているところであります。

次に、衛生処理場周辺の方々への周知状況であります。現在、幸前、高安、高安西団地、高安睦各自治会の自治会長様あるいは自治会役員様と住民の方々への周知の方法につきまして協議をしているところであります。高安自治会につきましては、6月25日(土)に、幸前自治会につきましては、7月1日(金)に、それぞれ衛生処理場廃止についての住民説明会を開催することが決定しているところであります。

最後に、本年度の今後の日程であります。本日、ごみ積み替え施設全体計画策定等業務の入札を行っております。業者が決まりましたら、施設全体計画の作成と同時に、仮施設の設計、測量・地質調査、都市計画申請等の業務に着手いたします。そして、仮施設につきますは、10月以降建設

に着工し、3月中旬には竣工し、4月からの作業に備えることとして
いるところであり、今後、施設の詳細等が決まっていきましたら、当
委員会にもご協議、ご報告を申し上げてまいりたいと考えていると
ころであります。

以上で各課報告事項（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に
関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいた
します。
木田委員。

木田委員 焼却場が廃止になるのは結構なんですけれど、今、持込
されてますわな。それは来年度からも続けて、持込というのはやっ
ていかれるのか。それとも、それはやめるという考えでおられる
のかについてお聞かせ願いたいと思います。

環境対策 ごみの持込の件であります。平成24年度から可燃ご
みを委託して、町で収集いたしますごみ、あるいは事業系につきま
しては、もう白石畑にある最終処分場の仮施設で積み替えを行いま
すけども、一般の住民さんが持ち込まれるごみにつきましては、
最終処分場、まだ工事中でありますので、事故の心配もあ
ります。可燃ごみの積替え施設の建設、あるいは積替え作業が軌
道にのりますまでの間は、幸前にあります衛生処理場のほうで
持ち込んでいただいて、持ち込まれたごみはその日のうちに最
終処分場に運搬するという計画にしているところでありま
す。

委員長 他ございませんか。ないようですので質疑を終結いた
します。
ここでお諮りいたします。（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の
推進に関することについて、当委員会として、閉会中も引き続き
審査を要することとして、継続審査案件の取り扱いをさせてい
ただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

それでは、（１）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましても、当委員会として閉会中も引き続き審査を行うことといたします。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお願い計らいをお願いいたします。

次に、（２）斑鳩町母子医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について、（３）斑鳩町重度心身障害老人等医療費助成要綱の一部を改正する要綱について、（４）斑鳩町福祉医療費資金貸付要綱の一部を改正する要綱について、一括して理事者の報告を求めます。

寺田国保医療課長。

国保医療
課長

それでは各課報告事項の（２）の斑鳩町母子医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について、（３）の斑鳩町重度心身障害老人等医療費助成要綱の一部を改正する要綱について、（４）の斑鳩町福祉医療費資金貸付要綱の一部を改正する要綱につきましても、先ほどご説明申し上げ、ご承認いただきました議案第１８号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例の改正にともなって、改正するもので、一括してご説明を申し上げます。まず初めに、斑鳩町母子医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則につきましても、規則の題名を「斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則」に改めます。また各条文中の文言の整理、申請書や資格証等の様式の整理等、所要の改正を行うものであります。

また、斑鳩町重度心身障害老人等医療費助成要綱の一部を改正する要綱、斑鳩町福祉医療費資金貸付要綱の一部を改正する要綱につきましても、母子医療費助成条例の改正に伴い、文言の整理等の所要の改正を行うものであります。また、施行日は、いずれも改正条例の施行日と同様に平成２３年８月１日を予定しております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町母子医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則、斑鳩町重度心身障害老人等医療費助成要綱の一部を改正する要綱、斑鳩町福祉医療費資金貸付要綱の一部を改正する要綱につきましてものご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(5) 保育所の給食業務について、理事者の報告を求めます。
植村福祉課長。

福祉課長 町立保育所の給食業務のうち、調理・洗浄業務について、町立学校と同様に民間事業者へ委託する方向で検討し、準備を進めてまいりたいと考えているところであります。

現在、保育所の給食の調理等につきましては、あわ、たつた両園で正職員2人と臨時職員複数人を配置して行っているところでありますが、平成22年度には、年度途中で臨時職員が退職し、その補充人員の確保に努めたものの、採用しても、1～2ヶ月で退職するような事態がしばらく続くといったことがございました。このような状況が今後も発生した場合、給食調理等について、保育現場にも負担がかかることになると思われることから、調理等を民間事業者へ委託する方向で検討をすすめていき、人員の確保を図ることで、給食の安定を図ってまいりたいと考えているところであります。

明日、6月16日、保護者の代表も委員として出席される保育所運営委員会を開催することとしています。この委員会において、この旨を説明させていただき、ご意見等をいただく予定をいたしております。今後、保護者会に対しても説明を行い、保育所運営委員会ともどもご理解をいただくように努めながら、その準備をすすめていきたいと考えております。また、これらの進捗については、本委員会に随時報告してまいりたいと考えております。

本日については、給食の民間委託について準備をすすめていくということをご承知いただきたいと考えまして、報告させていただいたものでございますので、ご理解、ご了解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員　　まず最初に、お尋ねしたいのは、調理・洗浄業務のみを委託する、その業者の人に保育園に来ていただいて、そこで今までどおり、町の栄養士が献立をしたものを、そこで調理していただくという考え方でよろしいですか。

福祉課長　　はい。いわゆる学校で言います自校方式というものを堅持しながら、今おっしゃったとおりのことを念頭においております。

里川委員　　私は、臨時職員さんが急に辞めたりとかいうことについてはね、もうちょっと前にありました、臨時職員さんの賃金を急に10%カットしたと、そういうところでいろいろ臨時職員さんのそういう問題では、すごく動揺があって、臨時職員さんたちもやりがいをもって頑張っていたけども、急にそんなことになって、やる気がなくなってきたとか、そして、また新たに採用するにしても時間給が安いのではないとか、一方では、そういう問題も一方では、はらんでいるということについては、町のほうも自覚を持っていただきたいということ。よりよい人を確保するためには、一定のお給料というもの、一定の対価が必要であるという考え方についてはきちっと持つておいてほしいと思います。それとともにですね、正職については、もちろん引き続きやっていただかなあかんと思います。途中で辞めていただくわけにはいかないということになりましたら、学校のほうでやっていたように、あわ、たつた、どちらがどうなのかわかりませんが、順次委託をするというふうな考え方でよろしいのでしょうか。それとともに、現在、臨時職員でお勤めになっている方についてはどうなるのかについて、お尋ねをしておきたいと思います。

福祉課長　　保育所運営委員会等のご意見等も聞くなかで、この委託の方法というのは決定はしてまいりたいと考えておりますが、現段階で、私どもにつきましては、まず1園から民間委託を実施したいと考えております。その後は、その運営状況を見た中で、ゆくゆくは2園で委託というふうに考えていきたいと思っております。そうなった場合に、まずは1園で行う場合につきましては、当然そこで、今、正職員はあわに1人、たつたに1人おりますので、一方が民間

委託した場合には、一方のほうへ異動ということをご希望いただきたいと思います。また、臨時職員につきましては、雇用期間が1年ということですので、これについては、どちらかに寄せたとしても正職員だけではやっていけませんから、幾人かの臨時職員の採用は考えておりますけれども、全てが採用できるということではないということをご理解いただきたいと思います。

里川委員　　そのところなんですけれどもね。せっかく臨時職員といえども、安いお給料であっても、がんばって仕事をしていただいている方の仕事をとってしまわないかなということについては、私は少し心配だなというふうに思います。ですから、十分ご本人の希望を聞いていただきましてね、続けて仕事をしたいという方につきましてはやっぱり採用をする、そしてまた、続けて町のそういう臨時職員で働きたいという方については、他の業務についても、仕事が、そういう今まで町に携わってきていただいた方については、臨時職員の雇用の枠というものを紹介して、積極的にこういう仕事がありますというようなことも、紹介をしながら、より、せっかく一生懸命勤めていただいた方の、町の子どもたちのためにがんばっていただいた方の職を奪うということがないように、そういう努力も町としてやっていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

委員長　　他、ございませんか。

(な し)

委員長　　なければ、(6)平成24年度保育所保育料について、理事者の報告を求めます。植村福祉課長。

福祉課長　　保育所の保育料についてであります。本町の保育料は原則として国の徴収金の基準の85%で設定しているところであります。このたび、国の平成24年度の基準が示されたところでありますが、これにより算定いたしますと、現行の本町の保育料の一部、3歳児及び4歳児以上児のそれぞれ第5階

層から第8階層におきまして月額100円から200円の差、高くなるわけですけれども、その差が生じることとなります。

しかしながら、昨今の社会情勢などを考えるなか、保護者のご負担を増やさないよう配慮することといたしまして、平成24年度の保育料については、据え置くことといたしましたので、この旨報告するものでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

里川委員。

里川委員

この値上げに対してましては、町長の判断によって、現状維持するということにつきましては非常にありがたい、町民のみなさんにとってはありがたい話で、結構だと思います。ただですね、これまで一般質問で幾度か取り上げさせていただきました。保育所に2人、3人と子どもさんがおる場合の、2人目、3人目の子どもさんが、半額になったり、無償になったりという子育て支援がございしますが、私、以前にも、申しあげましたように、途中で流産をして続けて産みたかったけれども、産めずに4年5年とあいた方が、2人目、3人目とお産みになった場合に、その子どもさんが、非常にご苦労なさって出産されてるにもかかわらず、小学校へ行ったとたんに、保育料がまた上がってしまうというなかで、他の市町村でも取扱いをしている、経過的に小学校低学年の間までは2人目・3人目につきも適用しようというような条例をつくって、適用している市町村もあることから、斑鳩町でもそういう問題について取り組んでいただけないかというご提案を、この間に一般質問でもしてきました。現実、今年ですね、上の子が小学校に行くことになって、お2人預けているときのほうが安くて、結局、上の子が小学校行って、下の子が保育園でお世話になっている、その今のほうが、おひとり預けている時のほうが保育料が高いという現状があるという訴えを私もお聞きしました。確かにそういう問題はどこで線を引くかという難しい問題もありますけれども、子育て支援ということであれば、他の市町村でもいくつか行なっておられます。せめて、小学校低学年の間までは、2人目・3人目というのを認めさせていただく、そのことによって、予算がどの程度、町として必要になるのかというのは、わかりませんが、そういう子育て支援の仕

方もあるということにつきまして、再度、この保育料の問題が出ましたので、申しあげておきたいなど、研究をしていただけたらと思いますので、いかがでしょうか。

町 長 この関係等については、いろいろと担当の課長等勉強はしています。ただまあ今、情勢がかわっているのは、子ども手当が、今現在出ているわけですから。この子ども手当がどういう状況になっているのか、今、世間の情勢というのは、貯金にするとか、あるいはみんなそういう話をされています。そういうことの関係で、今、国としても、この震災が起こってですね、子ども手当どうかということで議論されます。今おそらく3歳まで1万3千円、あとは1万円ということで、また公明党さんは児童手当を1万円にしていこうということもされますから。この情勢を見る中で、我々としても、この子ども手当の関係もいろいろとその方々おっしゃるのは、給食の滞納の方の給食費を引いたらええのかとか、いろいろなことをおっしゃいます。しかし、相対的には、私は経済効果を発揮するために使っていただけたらいいですけど、やっぱり貯金をされる方が多いような感じもいたしますし、そういう状況判断を見ながら、やっぱり、担当の課長あるいは部長が最終的に決めていかざるをえないと思います。

里川委員 町長のおっしゃることも、もっともな点もございます。本当に政局が不安定であるということが、我々にとっては一番大きな問題なんです、その動向を見る中で、今おっしゃったように、また子育て支援につきましては、きちっとした柱をもって、斑鳩町として取り組んでいただくという方向をもって、十分、こういう問題についても、声が上がってくれば検討をする、研究するという姿勢をもっていただきたいということをお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

なければ、ここで休憩をとりたいと思いますので、45分まで休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時45分 再開)

委員長

再開いたします。

続きまして、(7)介護予防(二次予防)事業対象者の把握について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長

介護予防事業は、介護保険制度のなかで、高齢者が介護が必要となることを予防するために行う事業であり、高齢者誰もが参加できる一般高齢者の事業(一次予防事業)と心身や日常生活の状況に不安がある特定高齢者の事業(二次予防事業)の二種類があります。

この中で、特定高齢者(二次予防)事業に参加していただく高齢者の把握方法について、今年度から変更されることとなり、この旨報告するものであります。これまでの方法は、基本的には医療保険制度等で行われる特定健康審査等の際、医療機関におきまして、日常生活等の状況を確認する「基本チェックリスト」の記載を行っていただき、それを確認した医師が、その判断により必要な医療的検査を行ったうえ、特定高齢者であるか否かを判定していただくというような把握方法を採用しておりました。

しかし、このような方法でありますと、特定健康審査等の受診者以外の方からの把握があまり期待できないことから、厚生労働省より、介護保険者として、特定健康審査等とは切り離し、その把握に努めるよう通知があったものであります。そこで資料6であります、今年度からの二次予防事業対象者の把握について、フロー図のように行うこととしたものであります。

まず、要支援・要介護認定者を除く65歳以上の高齢者全員に、「基本チェックリスト」を送付し、高齢者に記入していただいて、それを回収いたします。その後、「基本チェックリスト」の記入内容を分析いたしまして、二次予防の対象に該当すると思われる方に対し、二次予防参加の案内とともに、そのプログラム参加に係る、別のチェックリストを送付いたします。該当者から参加の意向があった場合、そのチェックリストを分析いたしまして、医療的な検査が不必要であれば介護予防(二次予防)事業に参加いただくこととなります。一方、医療的な検査が必要となった場合は、医療機関での受診券を発送し、医療機関で検査を受けていただいたのち、医師の参加できると

の判断をいただければ、二次予防事業に参加していただくという、そういう順番になるものであります。なお、二次予防事業では、①運動機能向上に関するサービス、②口腔機能の向上に関するサービス、あるいは③栄養改善に係るサービスを提供するものであります。

まずは、65歳以上の高齢者全員に、できれば7月頃に「基本チェックリスト」を送付することから始まりますことから、この旨、委員の皆様にご承知をいただきたくたいと思ひまして、このたび報告するものでありますのでよろしくお願ひします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 この流れについてはより多くの方からの情報を得ていくんだということなんで、それは結構なんですけれども。ただですね、今、介護保険の来年4月からの改正に向けて、いよいよ参議院のほうの、委員会のほうも、可決されてきました。そんな中であってね、要支援の軽度者の問題というのが、非常にクローズアップされているんですけどね、この特定高齢者のこの事業に関しても、改正があった場合、動向がどうなっていくのかなというのが、ちょっとこういうふうには制度かわりましたと、今こういうふうに出していてもね、また来年からどうなるのかなという心配もあるんですけども。介護保険については、いろいろこれから議論も必要な部分も出てくるのかとは思ひなんですけれども。ただ、この特定高齢者の事業についてはどういふ見込みなのかということだけ、ちょっと担当のほうではどう考えておられるのか。今、これをするのはいいんですけどもね。これ今やったけれども、来年は違うんやということになれへんのかどうかとか。そういう問題についてちょっと懸念がありますので、お尋ねしておきたいなと思ひます。

福祉課長 確かに委員がおっしゃいますように、来年度のこの要支援者のサービスと、それと、ここで言う特定高齢者のサービスについて一体化させたいとかいう話も出ておひまして、詳細については、まだ出てきていないのが現状でございます。当然、例えばまた法律が通ったものの、政令や省令、あるいは

通知などで細かいことが出てきた際には、今、現状でやっていることとは異なる部分も出てくる可能性ということは当然否定はできませんが、しかしながら、今回、チェックリストを送らせていただいて、特定高齢者を把握させていただくということで、どういう方が支援を必要とされているかを把握するという自身は決して無駄になるということではないと思っておりますので、今年については、現段階のわかっている状況のなかで進めてまいりたいというふうに思っております。

里川委員 非常に苦しい答弁をさせてしまいましたね、国のほうがこれ介護保険法で、法律で決めてきます。で、国のほうから政省令がおりてきてというような、その中で市町村がやっていかなあかんと。非常に理不尽な感じがして、かと言うて、非常に国の言うとおりにせなあかん割には、財政負担も町もかなりしていかなあかん、そして、ましてや今回はこの軽度者の要支援者とか特定高齢者のこういった事業については市町村が選択できるというようなことが今の改正法案にあるということの中でね、今後の動向というのは非常に私たちも目が離せない状況なんですけども。せっかくこれやってくれはるんやったら、斑鳩町としてはね、今後も支援が必要なお年寄りの施策っていうものについて、今後も後退をさせないという、町長が常日ごろから福祉は後退させてはならないという思いで取り組んでいただいていると、常々おっしゃっていただいておりますが、今後その点についてこうやって広げてやっていただいたら、その後もやはりできるだけ財政状況を見る中で対応していただきたいということをお願いだけしておきます。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 次に、(8)大腸がん検診について、理事者の報告を求めます。
西梶健康対策課長。

健康対策 大腸がん検診についてご報告させていただきます。

課長

現在、35歳以上を対象に検診費用を無料とし、容器代300円は本人負担していただき、集団検診を実施しておりますが、厚生労働省は、平成23年度の新規事業として、40歳から60歳の5歳刻みの対象者に大腸がん検診無料クーポン券と検診手帳を送付し受診勧奨することで、検診に要する費用の2分の1を国庫補助することとしております。

このことから、町におきましても子宮頸がんと乳がん検診に加え、大腸がん検診についても、検診費用と容器代を無料とする無料クーポン券と検診手帳を送付し受診勧奨を行い受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

無料クーポン券と検診手帳につきましては、国から様式等が示されますことから、その内容がわかり次第早急を実施してまいりたいと考えております。なお、今後この事業を実施するにあたり、受診率が上がると考えられることから、受診の動向をみる中で、検診に要する費用について、必要な予算措置を講じてまいらなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で大腸がん検診についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けします。 里川委員。

里川委員

国が2分の1補助するというふうに言っているからやりましょうということなんですけどね。これまた例の如く国はね、いつまでは補助するけど、そのあとは知らんと、後は町で考えてやりなさいという方式のものではないのかなと思うんですけども。国が2分の1補助するという年度についてはどういうふうに示されていますか。

健康対策
課長

今現在では何年度までということについては、まだ示されていませんけれども、23年度におきましては予算措置されているということです。

里川委員

23年度については予算措置すると、その後ちょっと不透明ですけども。国のやり方としては、今までからそういうふうには妊婦さんの検診にしたって、何にしたって、やれやれと旗を振って補助しますと言っても年度、期

限付きやったり、何年までですよとかやったりで、その後、町がまた引き続きせつかくやった事業を引き続きやらかなあかんとなった時の財源の確保っていうのに非常に苦勞してきている問題もあると思います。それらについてもね、十分今後整理をしながらやっていける見通しというものも含めて、やっぱり考えながら事業進めていっていただきたいな、継続していけるのかどうかという問題についてもきちっと考えながら進めていっていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。以上です。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 なければ、次に、(9)平成22年度生き生きプラザ斑鳩の利用状況について、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策課長 平成22年度生き生きプラザ斑鳩の利用状況についてご報告させていただきます。資料7をご覧ください。上段の表は、平成22年度の4月から3月までの利用状況をまとめたものでございます。

子育てルームですが、6月から10月までと3月に1,000人を超え、年間10,957人の利用となっており、昨年と比べて37.9%増となっています。足湯の利用は6,718人の利用となっており、平成21年度より約30.8%減となっています。

歩行浴室の利用につきましては、平成22年7月から1日3枠の時間帯を1枠増やし4枠としたことから、利用者数が7月から増えており、21年度より41.5%多い3,492人となっています。また、介助浴室は年間で42人の利用でありましたが392人と増えており、現在は、毎日利用していただいている状況であります。また、会議室の利用率はほぼ横ばいですが、視聴覚室は、楽器の練習などに利用されるケースが増えております。館全体の来館者は6%増の60,756人となっております。

中段に平成21年度の利用状況を、下段の表は、平成22年度と平成21年度の会議室の利用率をのせております。

今後も引き続き、生き生きプラザ斑鳩を活用し、より多くの方にご利用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、平成22年度生き生きプラザ斑鳩の利用状況についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたしますけど。
里川委員。

里川委員 介助浴室につきましてはね、私はあまりにも少なすぎるということを常々申しあげてきまして、今回利用がかなり増えているなと思って、せっかくあるのが増えるのはいいことだなと思うんですが。これ392のうち、人の数っていうんですか、実数っていうのはわかりますか。

健康対策 介助浴室を利用いただいている方につきましては、今現在4組の利用
課長 者がおられます。その方たちが利用しているということでございます。

里川委員 4組の方が割合多く利用していただきましたら、年間については一定の数字はでてくるかなというふうには思うんですが、もっともっとできるだけ利用していただけるように融通をきかせてほしいということも私申しあげてきたと思うんですね、介護保険の利用やったら利用できないとかいうこととか、そういう問題もこれまで取り上げてきましたけれども、やっぱり家の浴室が狭かったり、そういう問題がある場合、やっぱり考慮して利用させてあげれる、せっかくあるものですのでね、利用させない方向よりも、どうすれば利用させてあげられるかと、利用してもらえるかという方向を見出させていただくように、できるだけ多くの方に利用していただけるものに、今後もしていつていただきたいということをお願いだけしておきたいと思います。

委員長 他、よろしいですか。

(な し)

委員長 続きまして、(10)平成22年度国民健康保険税の不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療 それでは、平成22年度国民健康保険税の不納欠損処分の状況についてご報告いたします。資料8をご覧くださいませでしょうか。平成22年度国民健康保険税の不納欠損事由別内訳表の一番下の行であります。

平成23年3月31日付けで、地方税法の規定に基づきまして、徴収することが不能なものにつきまして、合計で3,403万8,214円の不納欠損処分を行っております。実人数では258人となっております。

この内容を事由別にご説明申し上げますと、はじめに、地方税法第15条の7第5項で、これは滞納処分する財産がなく、納入する義務を消滅させたものであります。具体的には、執行停止をした場合、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、直ちに消滅させることができるものであります。この事由により不納欠損処分を行ったものは2人で、55万2,200円となっております。次に、地方税法第18条第1項であります。これは消滅時効にかかるもので、時効(5年)により徴収権が消滅したものであります。この事由により不納欠損処分を行ったものは256人で、3,348万6,014円となっております。

恐れいりますが、裏面をご覧くださいませでしょうか。この表は、平成22年度の不納欠損の年度別の納税者数と金額をあらわしたものであります。

表の一番下の欄に件数と複数年次にまたがっているものがあることから実人数を記載させていただいております。恐れいりますが、次のページをご覧くださいませでしょうか。この表は、不納欠損の状況につきまして、平成17年度からの推移をあらわしたものであります。平成22年度の不納欠損処分額を前年度と比較しますと、平成21年度の7,202万1,962円に対しまして、3,798万3,748円の減となっております。

昨年度につきましては、すでに消滅時効が到来しているにもかかわらず、不納欠損処理をせずに残っているもの等を整理し、不納欠損処理した結果、7千万円を越える大きな金額となりました。今年度は昨年に処理しきれなかった分もあわせて処理をした結果、この金額となっております。

ご存知のように、国保税につきましては、被用者保険の加入者が一定した

所得を安定的に得られる者がほとんどであるのに対し、国保保険者はそれ以外の者、低所得者や無職者など所得が不安定な者を多く抱えるという構造的な問題等から収納率が低くなっておりまして、滞納の原因一つとなっています。しかしながら、単に時効により不納欠損とすることは、税負担の公平性の観点から問題がありますので、滞納整理につきましては、被保険者と接触する機会をより多く確保し、納付相談や納付指導を密にすることが大切だと考えております。国保税の滞納している方の中には納付能力があるにもかかわらず、国保税を納付しない方もおられます。何度も催告を実施しても自主的な納税がない場合は、「強制的な」手段で納税に導かなければならないと考えております。

平成22年度の差押え等の滞納処分の実施状況は、差押えで4件、交付要求で7件で滞納額771万6円を処分しており、これらのうち換価または配当のあったものは、3件で114万7,053円となっています。

今後も不納欠損処分につきましては、ノーチェックで消滅時効を迎えることのないように、滞納者の実態を十分把握いたしまして、税負担の公平性が損なわれることのないよう適正な処理に努めてまいりたいと考えており、委員の皆さまにはご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 ちょっと1点だけお尋ねしておきたいのは、この不納欠損をする258あるという中でですね、すでに斑鳩町にいらっしゃらないというような件数もあるのかなと。そういうこともあってなかなか十分納税していただきにくい状況があったりするのかなということも思うんです。住民課なんか見ても、年間に1000以上の出入りがあって、人口がね、非常に斑鳩町の場合も動くというようなことがあるというような状況も、私も毎年見ててびっくりするぐらい人口動いてるねんってということも思っておりますので、ちょっとその数字がわかっておれば、現在、斑鳩町にはいらっしゃらないんだとい人数があれば教えていただきたいと思います。

国保医療課長 この実人数258人の中には半分近く、当然、転出、既に斑鳩町におられない方もおられます。転出される時に住民課に来られますけども、その際、当然滞納のある方につきましては、これだけ残ってますのでということで催告をしておりますけども。そして、また転出先の市町村にも実態調査ということで文書で照会をかけまして、それで財産、給与が明らかな場合につきましてはそういう処分をさせていただいております。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは続きまして、(11)平成22年度介護保険料の不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 平成22年度の介護保険料の不納欠損処分についてであります。資料9をご覧くださいと思います。

平成23年3月31日付けで、介護保険法の規定に基づいて徴収することが不能となった介護保険料、実人数で155人分、5,964,700円を欠損処分いたしましたので、ご報告を申し上げます。

事由については、全件、介護保険法第200条に規定されている消滅時効によるものであります。これらの不能欠損処分を行った者は、滞納が発生したときから督促状、催告状等で納付を促してまいりましたが、納付がありませんで、交渉等が長期化していたものであります。それらの時効成立分について、徴収権が消滅してしまったため、この度、不納欠損処分を行ったものでございます。

2頁目をめくっていただきたいと思います。これは、平成22年度に処分した保険料の年度別内訳であります。今回は、18年度、19年度分にかかる保険料でございます。そこで誠に申し訳ございませんが、この資料の一番下の「実人数」というところでございますが、数の欄に「217」という数字が入っておりますが、申し訳ございません、実人数は「155人」の誤りでございます。訂正をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。「2

17人」というのは延べ人数でございます。申し訳ございません。

次に3頁目であります。平成17年度から22年度までの過去6年間、不納欠損処分を行った状況であります。平成22年度につきましては、平成21年度と比較しますと、242万3,850円の増となっておりますが、この増加の原因は、消滅時効が到来しているものの、不納欠損処分を行わずに今日にまで残っていたものがあつたものを平成22年度に処理したためであります。

以上、平成22年度の介護保険料の不納欠損処分についてご報告いたします。ご了解くださいますよう、よろしく申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 介護保険料の場合はね、普通徴収の方っていうのは非常に少なく、特徴がかなりの割合を占めているわけなんですね。それでもこの不納欠損をしなければならぬというふうになっている理由の主なものっていうんですか、施設に入って住所地が変わってとか、いろんなことがあるのかなということも思うんですけどね。ただまあ担当としては、一般的に特徴が多い介護保険料であっても、こういうふうな不納欠損処分せなあかんていう一番大きな理由っていうものについて、お尋ねしておきたいなというふうに思います。

福祉課長 この滞納につきましては、全て普通徴収にかかる分でございます。ご承知かと思いますが、普通徴収の主な条件といたしますのは、その方が受けておられる年金の年額が18万円以下ということ、あるいは18万以上であってもその年金を担保として借入金をしている場合などございまして、やはり、その他の方、あるいは特別徴収をしている方に比べますと、比較的年収が少ないのではないかと、というのが原因の1つだろうというふうに思っております。また65歳になって、本来、特別徴収の対象の方なんですけど、65歳になってしばらくの間は普通徴収で納めていただくということがございまして、その方たちにつきましては、保険給付を受けないまま、過去の保険料になってしまうということで、なかなか社会保険制度としての理解をい

ただけないケースもあるというふうに見ているところでございます。それとですね、ちょっと国保と違いますのは、介護保険の場合には高齢者が多いので、やはり転出というよりも、ご本人さんが亡くなられる、滞納をもったまま亡くなられて回収が難しいという部分もあるというふうに思っております。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 続きまして、(12)平成22年度後期高齢者医療保険料の不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療 それでは、平成22年度後期高齢者医療保険料の不納欠損処分の状況についてご報告いたします。

恐れいりますが、資料10をご覧くださいませでしょうか。

平成23年3月31日付けで、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づきまして、徴収することが不能となった者は実人数で3人、金額で25,400円となっております。

事由につきましては、全件、高齢者の医療の確保に関する法律第160条に規定されております消滅時効による不納欠損でございます。

これらの不納欠損処分を行った者は、滞納の発生した当初から督促状、催告書等で納付を粘り強く促してまいりましたが、本人の病気等で納付交渉が長期化し、納付していただけなかったもので、それらの時効完成分につきまして徴収権が消滅したため、不納欠損処分を行ったものです。

今後も不納欠損処分につきましては、国民健康保険税と同様、ノーチェックで消滅時効を迎えることのないように、滞納者の実態を十分把握いたしまして、税負担の公平性が損なわれることのないよう適正な処理に努めてまいりたいと考えております。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、他に理事者の方から報告はございませんか。 植村福祉課長。

福祉課長 福祉課から報告いたしたいことがございます。例年、夏に実施している福祉課所管の、身体障害者ふれあいの集い、心身障害者(児)ふれあいの集い、一日里親の本年度の日程について、現段階の予定を申しあげたいと思います。

まず、一日里親であります、7月25日(月)を予定しています。行先として、大阪市の海遊館、南港のなにわの時空館を予定しているところでございます。

次に心身障害者(児)ふれあいの集いについては、8月7日～8日(日・月)を予定しております。また、身体障害者ふれあいの集い、日帰りの分につきましては、8月25日(木)を予定しております。このふたつの行先等については、現在調整中であります。

議長、厚生常任委員の皆様には、今年度につきましても、ぜひともご協力いただきますようよろしくお願いいたします。また、詳細が決まりましたらば、ご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 厚生常任委員会からの参加者については、委員会終了後にご相談させていただきたいと思いますので、委員皆さんには、よろしくお願いいたします。他ございませんか。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については終わります。
続いて、その他について各委員から質疑があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 保育園のことで、少し私気になることがございますので、質疑をさせてい

ただきたいと思います。非常に保育園もいろいろ頑張っ、子育て支援の一環の中で、一時的保育、緊急保育、延長保育、いろいろやっていただけてますが。ただ一点心配なのが、正規職員と臨時職員のバランスなんですね。

今年度で正職辞めてますね、1人定年退職で、辞めてますけれど、そう言った時にも、よけいに、今まででも臨時職員多かったんちゃうかなと思うんですが、正職が定年退職迎えて辞められた。それでその後ですね、町のほうの動向がちょっと私見えないので、今後の保育園のあり方にもかかわってくるかなというふうには思うんですけども。ただ、正職と臨時職員のバランスというものは非常に重要かなと思っておりますので、ここでちょっとお尋ねしたいんですが。たつた保育園、あわ保育園それぞれ正職員、臨時職員、保育士さんですね。保育士がそれぞれ何人、今現在配置されているのかお尋ねしたいと思います。

福祉課長 まず、たつた保育園ですけれども、正職員につきましては9名でございます。内1人が育児休業中でございます。臨時保育士につきましては11名でございます。あわ保育園につきましては、正職員が11名、内1人が育児休業中でございます。臨時保育士につきましては17名でございます。合計いたしますと、正職員が20名、内2人が育児休業中、臨時保育士が28名でございます。ただ、臨時保育士の中には、午前中だけの勤務を行うものが5人含まれております。また、1日勤務であります、延長勤務対応、それから一時預かり対応が両園合わせまして3名いると、それも含んでという数字でご理解いただきたいと思います。それと育児休暇2人といいましたけども、その補充につきましてもこの臨時保育士の数字の中に入っているということをご理解いただきたいと思います。

里川委員 今回の一般質問の中でも同僚議員のほうからのお話もありました。大震災の被災地で保育園で大変小さな子どもも預かっている中で、1人も被害にあわなかった。保育園そのものはね、被害にあってるけども、誰1人けがもしなかった。そういう体制がつくれている、大変立派だなと、斑鳩町も何かあった時でもそうありたいというふうに、私はその報道を見ていて思いました。けれども、今確かにね、これ午前中の対応とか、延長対応、育休対応の

人数がありますけども、これ正職員と臨時職員、拮抗してますね。臨時職員さんにも担任も持っていたりせんとかんと思うんですけども、そんな中であって、保育園のほうの事務系統の問題であったり、また、研修であったり、いろんな問題があった時に、どうしても正職の人が中心になってやっていくのかな。臨時職員さんにそこまでやっていただけないとなると、これぐらいの人数の割合であれば、正職員さん、保育士さんにかなり負担がかかるのではないかなというふうな心配をしているところなんですけど、これ臨時職員さん、臨時保育士さんを上回るように保育士さんの採用について、次年度ですね、次年度も含めまして、今後、町のほうどういうふうにご考慮されるのか、この辺についてはせっきくの機会ですので、きちっと聞いておきたいというふうに思います。

町 長 保育士の関係等については、2、3年前から2名と2名採用させていただいた。今、里川委員もおっしゃるように、そのバランスっていうよりも、やっぱり辞めていかれる保育士の関係の補充というのは、これはやっぱり若い子にしていかなければいけませんし、そういうことを考えますと私はたつた、あわ、両合わせて21名ぐらいが一番正職員としてやっていただくという形でいいんじゃないかということで、来年度についても1名かもしくは若干名を採用していきたいということで考えております。

里川委員 ぜひそうしていただきたいというふうにご願いをしておきたいと思えます。大切な斑鳩町の将来を担う大切な子どもたちを預かる現場、その現場の状況、保育士の環境、こういうものも考えあわせて、やはり採用していくという考え方にたつて、やっていただけるということであれば結構かと思えますので、ぜひお願いしたいと思えます。

それとともにですね、もう1点だけちょっと気になっていることがあります。原発の問題で節電が言われている中で、各交通機関なんかにもそういう要請を国のほうからされたというような東電の方からもされてつていうことも聞いておるんですけど、その中でですね、関西地方においても斑鳩町の場合はJRがありますので、節電をする場合にエスカレーターだとか、エレベーターだとかを時間的に止めたりとかいうようなやり方をされる場合もあ

るんですけども。バリアフリーの観点からそういう高齢者や障がいをもった方の移動に関して影響がでるような節電という状況がないように、町としてもご留意をいただきまして、今後ちょっとそういう状況把握をしながらJRさんのほうにも要望していただきたいなというふうに思いますので、それはお願いをしておきたいと思います。

町 長

JR法隆寺駅は人が乗らなかつたら動かない、節電的なエスカレーターです。勘が狂いますけどもね。乗ったらすっと動きますから、えらい遅いなどという感じがあります。間は、乗らなかつたら止まっていますし、乗って初めて動くというか、節電的なエスカレーターですし、やっぱりJR側については配慮をそりゃ当然されると思います。ただやっぱり節電というのは、なにも東電が言ってるからやなしに、結局私は、国の節電の、やっぱり蓮舂さんが、政令ではやっぱり言わんと、東京都知事が、石原さんがこないだ私、東京で会合があつて、そんなん政令も言わんと節電、節電って言ったかて、マスコミ見て15%やと、そんなばかなことはないやないかと。国で決めたらそういう方向でいかないかんやろということやけど、まったくこれマスコミとか伝わってですね言っているだけで、橋本知事でも、なんでこんなん、われわれ今ごろ節電せないかんのと、関西電力がもっとしっかりしたらええやないかということもおっしゃるんですけどもね。やっぱりそこらもっと明確にさせていただかんと、われわれ節電しようとしたところで、どうしていくのかというところを、はっきりしたことを言っていたかなくなかつたら、中途半端なことを知らせたら、またこれ大変なことですし、せつかく私の方、今皆さん方、昨年暑い時期が続いて、幼稚園に冷房ですね、とにかくこの冷房もこないだ4月に入札でしたが、東日本の震災で部品が届かないものやから、品物ないと、秋以降やというから、そんなんあかんと、早くしてもらわなあかんとということで、電気屋さんに6月ですね、もう今工事かかっていますけども、早くしてもらわんともう7月十何日ぐらい、もう夏休みやからと言って話しをしますけどもね、そういうことをしていかなかつたら、せつかく議会の皆様方の承認をいただいてですよ、予算を執行しているんやから、そこらのこともやっぱり十分にやっついていかんと、これからの節電についても、もっとはっきりと国が示すべきだと私は思っております。

里川委員 町長のお考えはまったくその通りだなというふうに思います。ただ、障害を持った方や高齢者の方たちが不利益を被るようなね、外出するのを控えなければならなくなってしまうような、節電のやり方というものについては動向を踏まえて、きちっと声をあげるべき時にはあげてほしいという思いがありましたのでね。やっぱりエレベーターとかそういうものについては必要なものですので、そういうことがないようにという思いだけですので。その辺は、町におかれてもご留意をされていていただきたいということをお願いしておきます。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他についてもこれをもって終わります。
これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(午前11時32分 閉会)